

六価クロム化合物の基準値変更に係る概要

1. 下水道法施行令の内容

(1) 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準（政令第9条の4）

特定事業場からの下水の排除の制限について、六価クロム化合物に係る水質基準を0.2 mg/Lとする。 [直罰基準]

(2) 除害施設の設置等に係る下水の水質の基準（政令第9条の10）

除害施設の設置等必要な措置の義務付けについて条例で定めることのできる、六価クロム化合物に係る水質基準を0.2 mg/Lとする。

2. 川崎市下水道条例の内容（除害施設の設置等に関する条例の基準）（条例第8条の2）

除害施設の設置等必要な措置の義務付けに関する条例の基準について、六価クロム化合物に係る水質基準を0.2 mg/Lとする。 [除害施設設置基準]

3. 本市における下水道への排除基準

六価クロム化合物（令和6年4月1日施行）

従前		改正	
直罰基準	除害施設 設置基準	直罰基準	除害施設 設置基準
0.5 mg/L	0.5 mg/L	0.2 mg/L	0.2 mg/L

（留意事項）

- (1) 改正令施行の際、現に特定施設を設置している特定事業場（工事中のものを含む。）からの排除水に係る直罰基準は、施行日から6カ月間は従前の基準が適用される。なお、「水質汚濁防止法施行令別表第3」に掲げる特定施設については1年間の猶予期間がある。
- (2) 下記の業種に属する特定事業場からの排除水に係る直罰基準は、施行日から3年間は従前の基準が適用される。
電気めっき業
- (3) (1)(2)にかかわらず、除害施設設置基準は、施行日から、すべての事業場について適用される。